

子どものための家族法改正に向けて

別居親アンケートから見えた別居・離婚家庭の実情及び課題

令和4年8月22日

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

親子ネット

For left behind parents and their children

1. はじめに

法制審議会家族法制部会が近く取りまとめる中間試案、その後、予定されるパブリックコメントを見据え、弊会では、令和4年6月より子どもと別居している親及びその親族を対象にアンケートを実施し、養育費、面会交流（親子交流）、別居の経緯などの実態を調査しました。

近年、女性の社会進出、男性の育児参加意識の高まりから、同居中は父母双方が協力して子育てに係わることが定着してきています。政府も出産・育児等による離職を防ぎ、男女ともに仕事と育児等を両立できるよう、令和3年6月、育児・介護休業法を改正し、政策面でも後押しをしています。

しかしながら、同居時の子育ての分担が進む一方、別居・離婚後の子育てに関しては、今なお「離婚=親子との別れ」となっているケースが多数を占めます。弊会のアンケートでは、離婚しても子の最善の利益のために義務を果たそうとしている別居親が多く存在すること、にもかかわらず制度に阻まれ子供の養育に関われないという現状が浮き彫りになりました。子どもが今どういう生活を送っているか、新しい家庭でつらい思いをしていないか、別居親は子の行く末を案じての不安に苛まれています。

難しい文献を引くまでもなく、両親から大切にされることは子どもの人生にとってかけがえのない財産です。親からの愛情を受ける権利は、両親が離婚したからといって子どもから奪って良いものではありません。

両親の離婚により、最大の不利益を被っているのは、子どもです。この現状を受け、私たちはDV・児童虐待など子どもの利益にならないケースを除き、別居・離婚後も子育てに係わり、双方の親が子どもの養育に責任を持つことを原則とする共同親権制度の採用を強く求めます。

2022年8月22日 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

代表 武田 典久

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク（略称：親子ネット）

〒150-0031 渋谷区桜丘町 17-12 渋谷ジョンソンビル 4 F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: <http://oyakonet.org>

※2008年、離婚問題により子どもと会えなくなった親たちが設立。会員数669人（本年3月時点）で別居親の当事者団体としては国内最大規模の団体です。弊会代表の武田は2021年3月より法制審議会家族法制部会に委員として参加しております。

目次

1. はじめに.....	2
2. アンケート対象.....	4
3. アンケートサマリ.....	5
4. アンケートの主要な結果.....	6
(1) 同居時の育児参加割合.....	6
(2) 別居の態様（連れ去り・追い出し）.....	9
(3) 別居後の養育費（婚姻費用）支払い率.....	10
(4) 別居後の子どもとの面会交流（親子交流）の実施状況.....	12
(5) 面会交流の取り決めがあっても守られない現状.....	15
(6) 家裁手続きを経て面会交流の取り決めができるまでの期間.....	16
(7) 面会交流が認容されない理由.....	17
(8) 親権・監護権の決定理由.....	20
(9) アンケート回答者が望む法制度.....	22
(10) 養子制度について.....	24



2. アンケート対象

対象者 : 配偶者との別居・離婚に伴い、子供と別居状態にある親
※弊社会員及び弊社会員から紹介を受けたもの

回答者数 : 517 名 (内有効回答 474 名)
男性 409 名、女性 65 名

アンケート回答者の属性

(1) 年齢層



(2) 婚姻状況



(3) 別居後の平均経過期間 : 3 年 4 ヶ月 (※)

※設問上、別居後（別居なしで離婚の場合離婚後）期間の上限を”5年以上”としたため、上記平均期間よりも長期である可能性があります。あくまで参考値。

(4) 子どもの別居時の年齢

第一子 : 平均年齢 : 6 歳 6 ヶ月、回答数 472

第二子 : 平均年齢 : 5 歳 6 ヶ月、回答数 266

第三子 : 平均年齢 : 5 歳 8 ヶ月、回答数 62

※アンケートの設問は「子供の現在の年齢」を1歳刻みで質問したが、そこから(3)の別居期間を引いた物を別居時の年齢としています。したがって実際にはより幼かった可能性があります。あくまで参考値。



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

親子ネット

For left behind parents and their children

3. アンケートサマリ

(1) 同居時の育児参画割合

同居中3割以上の育児参加をしていた別居親は84%を占めた。女性の社会進出、男性の育児参加意識の高まりが定着しつつあることが確認できた。

(2) 別居の態様

回答者の93%が同意のない連れ去り別居や追い出し別居であり、別居に際して話し合いがなされていないことが確認された。

(3) 別居後の養育費（婚姻費用）支払い状況

養育費の支払い状況は、「取り決めがないので支払っていない※協議中など含む」を除くと、88%の回答者が養育費（婚姻費用）を支払っていた。

(4) 別居後のお子さんとの面会交流（親子交流）の実施状況

高い養育費支払い率の一方、面会交流（親子交流）の実施率は低いという実態が明らかとなった。取り決め通りに実施されているものは18%に留まった。

(5) 取り決めがあっても実施されない面会交流

「調停合意や審判などでの命令」があった場合に限っても、「全く実施されていない」または「取り決めの以下の実施」という回答が70%以上を占めた。

(6)、(7) は略。

(8) 親権・監護権の決定理由

親権・監護権を争った回答者によれば、「別居後の監護状況を追認する内容であった」と答えた回答が80%であった。「継続性の原則」により親権・監護権が決定されている実態が明らかとなった。

(9) アンケート回答者が望む法制度

法改正に関して期待することに重み付けをする質問を行ったところ、最も重視されていた回答は「配偶者と子供の養育を分担したい（共同養育）」、2番目に「合意のない子供の連れ去りの禁止」、3番目に「子供に会いたい（養育には関われなくても良い）」であった。

(10) は略。



4. アンケートの主要な結果

(1) 同居時の育児参加割合

弊会に寄せられた回答から、現在は子供と別居する親が同居中にはしっかりと育児を担っていたことがわかっています。育児時間の3割以上を担っていた別居親が84%を占め、女性の社会進出と男性の育児参加意識の高まりが浸透しつつあることが確認できました（図1）。

育児への関与が増えた結果、自然と別居・離婚後も子どもの育児に関わりたいと希望する子育てに前向きな親が多く、回答者の75%が月の3分の1以上子供に会いたい、子育てをしたいと答えています（図2）。

Q. あなたは子供と同居している間、子供の育児の何割程度を担当していましたか？（おおよその時間割合でお答えください）

回答：461 スキップ：13

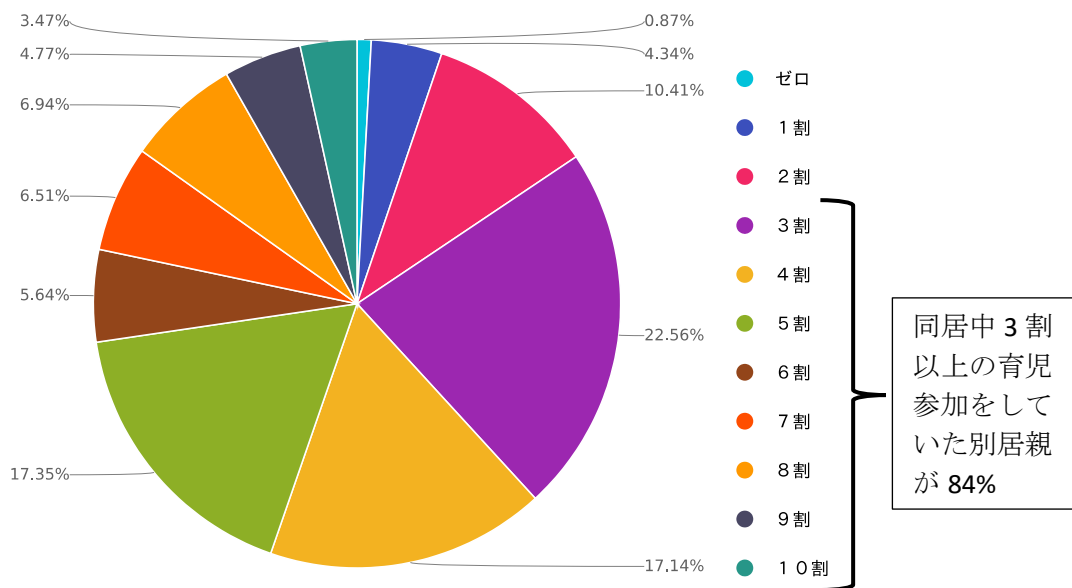


図1 同居時の育児参加割合



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

親子ネット

For left behind parents and their children

コメントに寄せられた声

- 2歳で連れ去りに遭うまでは、毎日子どもを風呂に入れて、ご飯も妻と半々で食べさせてました。子ども園の送り向かえも夫婦で一緒に基本にしていました。
- 毎日一緒にいる時間が多かったり少なかったりはありましたが、かならず共に過ごしていました。親子関係になんの問題もなくむしろ、保育園の先生からも街中の知り合いからも「いつも仲良しですね」と言われるぐらいの関係でした。
- 同居時、幼稚園の送り迎えを私がほとんどし、病院に関しても8割以上私が行っていた。お風呂及び寝かしつけも私がしていたので、子供は私に懐いており、周囲からパパっ子と認識されていた。

Q. あなたは別居または離婚後、叶うならば1ヶ月に何回程度、子供に会いたい（育児をしたい）ですか？

回答：466 スキップ：8

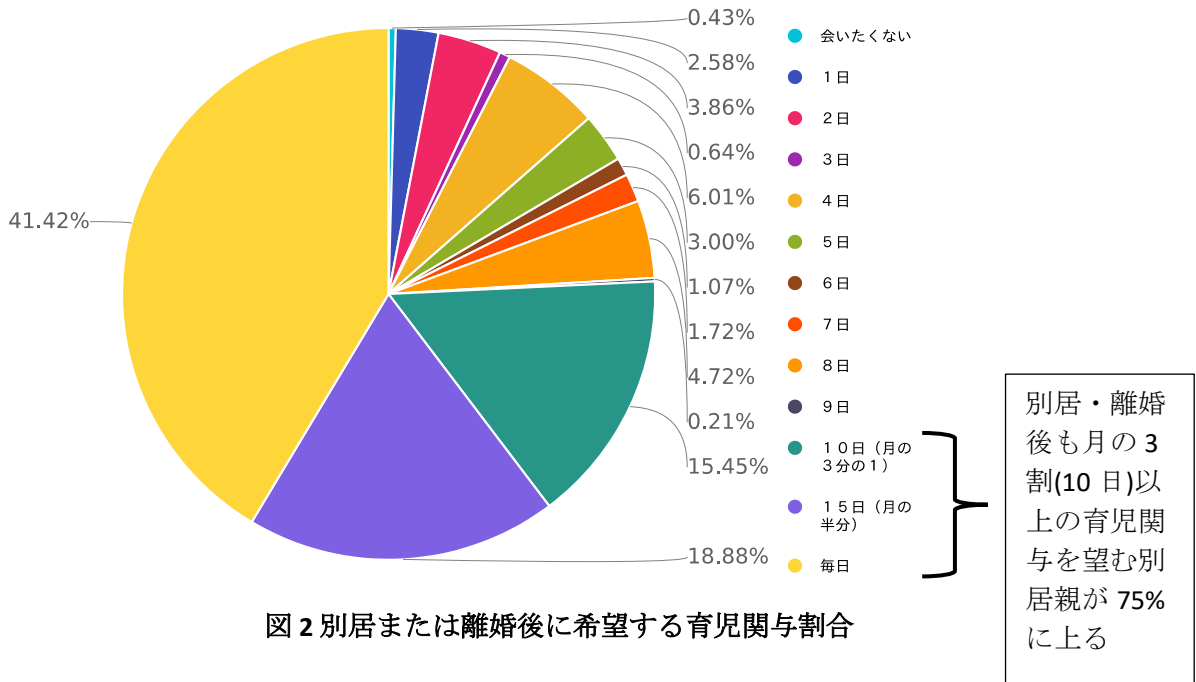


図2 別居または離婚後に希望する育児関与割合



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

親子ネット

For left behind parents and their children

コメントに寄せられた声

- 月の半分は面倒を見てあげたいです。子供が生きがいです。幸せにしてあげようと決めたのに、たったの月に一度会うだけのおばさんでいたくないです。いつもそばにいる母親でいてあげたいです。
- 親の希望と言うよりは、親の義務があると思う。栄養面や教育面からも半々が好ましい。
- 私は同居時、自らの人生の全てを子ども達の為だけに使ってきたし、これからもこの気持ちは変わらない。私は現在30歳になるが子供達と十分な面会交流が行われるのであれば、今後恋愛も再婚もせず子供達の為だけに生きる覚悟は出来ている。
- 離れたとしても親として、お互いが子供に接し、愛情を与えてあげたいです。それが子供の幸せであり、子供の権利を守る事に繋がると思っています。どちらかの親の意思だけで、子供から親を奪い取り、会わさない行為は児童虐待ではないかと思えます。
- 子どもと引き離された別居親の目的が「子どもに会う事」だとよく勘違いされます。(略)同居親や裁判所、弁護士の方々は「月1回だとしても子供に会えるならいいじゃないか。」と言ってきます。まるで違います。年間365日毎日一緒に子どもと過ごしていた親子が、たった1日数時間会えただけで満足する訳がなく、被害者は皆「子どもを育てたい」というのが真意です。



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

親子ネット

For left behind parents and their children

(2) 別居の態様（連れ去り・追い出し）

子供と別居するに至った経緯を聞いたところ、回答者の93%が同意のない連れ去り別居や追い出し別居であったと回答しており、子どもとの面会交流（親子交流）や養育費について話し合うことなく一方的に配偶者が出て行ったり、家を追い出されたものでした（図3）。

Q. あなたの別居に至る経緯は、俗にいう「連れ去り別居」や「追い出し別居」にあたるものですか？

回答：469 スキップ：5

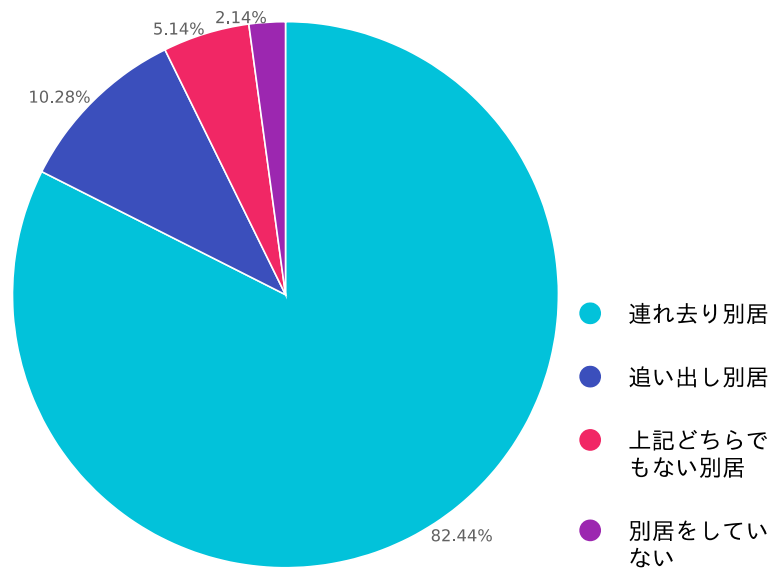


図3 別居時の連れ去り・追い出し

コメントに寄せられた声

- 仕事から帰宅すると、妻が子供達を連れて出て行っていた。家財・預金も全て持って行かれた。
- 里帰り出産から戻って来なかった。
- 調査官調査にも、相手方は弁護士のアドバイスにより子どもを連れて別居したと書いてあった。
- 連れ去られました、連れ去ったものが全ての権限を手にする事が出来るこの世の中はおかしい。



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

親子ネット

For left behind parents and their children

- 夏休み中の子どもの登校日の前日に「あなたが出ていくか、私が出ていくかだ」と言われ、私が出ていかなければ無理矢理に子ども達を連れて行くと思い、一旦、家を出ました。すると、その日のうちに実家から両親を呼び寄せ占拠され、家に帰れなくなり追い出されました。
- 相手には不貞、ネグレクト、心身不安定など問題があったが、一発逆転で連れ去りをして、DV・モラハラを主張されました。ひとたび子を手元に取られたら圧倒的強者となられてしまうのが実態です。
- 夫婦喧嘩をして冷静期間を置きましょうということで、1週間実家に行くことになりましたが、その後家に入れさせてもらえなくなり。その間に、子どもを連れ去られました。
- 当時ゼロ歳だった娘の養育中、深夜に電話を渡されて別の男性と結婚をするから家を出て行けと新築の家を追い出されました。
- 妻の不倫と墮胎発覚後、妻との話し合いの中で、一方の了承無くどちらかが子どもを連れ去るのは子どもにとって負担になるので、それは絶対しないでおこうと双方合意していた。にも関わらず、その合意を破り連れ去られた。

(3) 別居後の養育費（婚姻費用）支払い率

養育費の支払い状況は、「取り決めがないので支払っていない※協議中など含む」を除くと、「取り決め通り支払っている」「取り決め以上に支払っている」「取り決めはないが支払っている」を併せて、88%の人が養育費・婚姻費用を支払っていました（図4）。

支払っている金額は、婚姻費用が全体平均で11.4万円、養育費が6.8万円でした（取り決めがないので支払っていない者を含めた場合、支払い率は68%）。回答した別居親の平均収入は619.4万円、相手方の平均収入は300.3万円でした。



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

親子ネット

For left behind parents and their children

Q. あなたは現在、養育費または婚姻費用を支払っていますか？

回答：360 スキップ：0

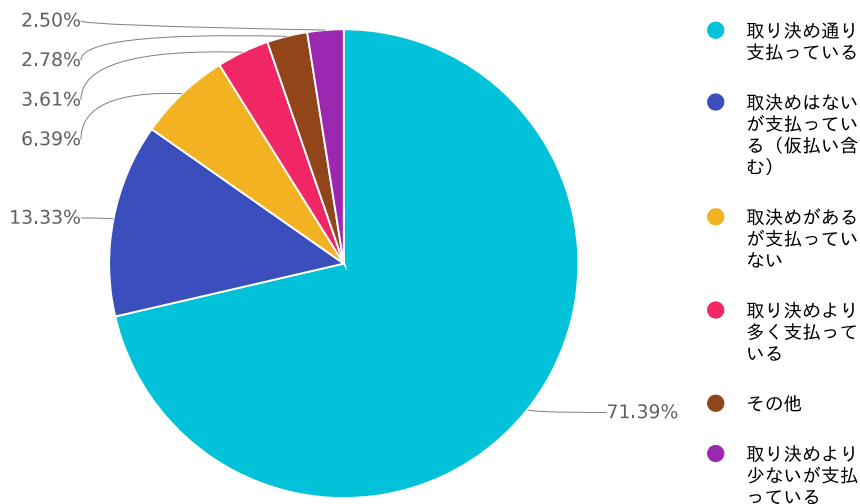


図4 養育費・婚姻費用の支払い状況

コメントに寄せられた声

▼支払っている親の声

- 取り決めずに離婚し、自主的に養育費を払っている。
- 支払っていますが完全にATMみたいな状態で、それでも子供にあえまません。納得は行ってません。
- 子どもの連れ去りと引き離しを受け、自殺寸前まで追い込まれた。うつ症状がひどく、仕事も休職した。コロナの影響で残業代も出なくなり収入が減った。それにも関わらず、子どもにも会わせないまま、高額な婚姻費用と養育費を請求されたが歯を食いしばって支払っている。元妻は子どもと実家に帰り経済的負担も少なく、アルバイトしかしていない。
- 子どもを連れ去って出て行き、実家でほとんど生活費もかからない妻の生活費まで婚姻費用に含まれるのは納得がいかない。
- 娘のためなら払ってあげたいから多く払っている。
- 婚費は0円だったが400万円持ち逃げされた。今は養育費を支払っている。



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク
親子ネット
 For left behind parents and their children

▼支払っていない親の声

- 子らとの断絶により体調不良で無職になり、払えていない。
- 連絡が一切途切れ、支払っていたが取りやめた。
- 支払っていたが取りやめた。相手が再婚、養子縁組を10年以上隠していたことに気づき弁護士を入れ、養育費を支払わない合意をした。
- 離婚時に養育費を月1万払いたい、と相手側へ伝えましたが「いらない」と言われ、たまに少し、相手側の誕生日や父の日、クリスマス等に郵送しています。
- 婚姻費用以外にもクレジットカードの決済等や携帯電話代まで負担していましたが、調停において頑なに子どもと会わせないという姿勢が強かったため、こちらも支払いをやめました。
- 年収が低いからと賃金センサスに当て嵌められ実際の年収以上の婚費、養育費にされたので取り決め通りには払えない。
- 支払っていたが取りやめた。子の養育に携わる事もできず、思春期になった子からも必要ないと言われた
- 裁判中に養育費分を支払っていた（3年超）。しかし、相手方は自らの義務である面会交流を実施しないので、支払うのを止めた。

(4) 別居後の子どもとの面会交流（親子交流）の実施状況

(1)(3)で見たように育児実績も育児意欲も高く、養育費支払いを実直に行う別居親が多く見られた一方で、面会交流（親子交流）の実施状況を調べてみると、その実施率の低さが明らかとなりました。回答者のうちで、全く面会交流が実施されていないケースが50%超にものぼり、その反面、取り決め通りに実施されているものは18%と、2割にも満たません（図5）。

さらに、取り決め通りに実施されていると言っても、月に一回以下の頻度の取り決めが過半数であり、とても親子らしい関係を築けるような密度での交流や育児ができる取り決め内容とはなっていません（表1）。(1)で見たような別居前の育児実績や、別居後の育児参加意欲と比べても極めて低いものとなっています



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

親子ネット

For left behind parents and their children

Q. 面会交流は実施されていますか？

回答：473 スキップ：1

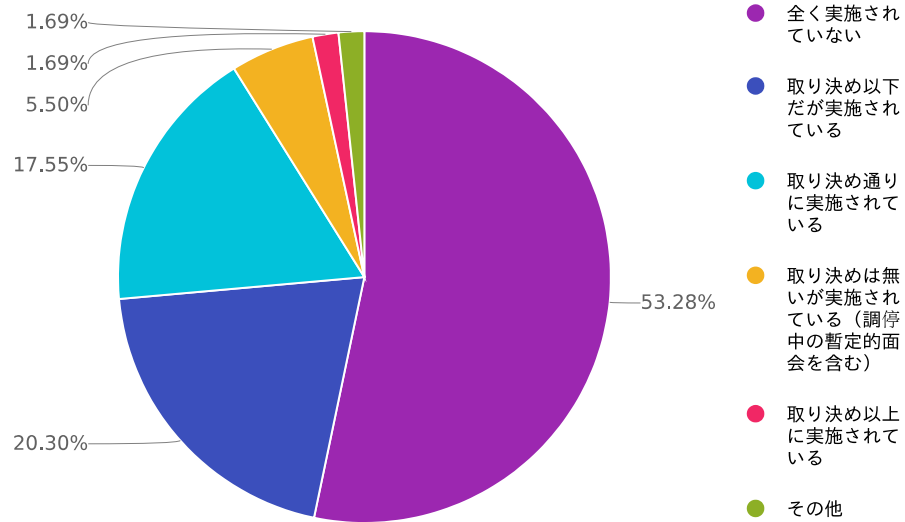


図5 面会交流の実施状況

表1 「取り決め通りに実施されている」場合の交流頻度内訳

直接交流なし	2人	2.4%
半年に1回以下	1人	1.2%
2ヶ月に1回以下	5人	6.0%
1ヶ月に1回以下	47人	56.6%
1ヶ月に2～3回	18人	21.7%
一ヶ月に4回以上	3人	3.6%
一ヶ月に10日以上（海外における共同養育の定義）	1人	1.2%
一ヶ月に15日程度（均等養育）	1人	1.2%
特に定めず自由に会えている	4人	4.8%
無回答	1人	1.2%
	83人	100.0%



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

親子ネット

For left behind parents and their children

コメントに寄せられた声

- 裁判所での調査官調査での試行面会以外は実施されていません。裁判所の決定も無視されている状況なので 面会は実現していません。妻との連絡手段がないため、裁判所の取り決めをしてもらっていても何も叶っていません。
- 離婚調停時に「離婚するまで、子供には会わせません」と断言されました。そこまで話が進まない、拒否しかされない。
- 妻が土曜出勤の日があるので、その時だけ会わせてもらってます。こちらから何か要望を言えば、「従わないなら二度と会わせない。」と脅迫されています。婚姻費用は支払うので、子どもの学校行事の連絡などちゃんと教えてほしい、と約束したが一切守られていない。こちらだけが約束を守って支払い続けている。
- 2度の面会交流調停も同居親の同意が無ければ子供の安否確認も出来ない、手紙も出せないと言われ何も進まなかった。婚姻費用は払い続けた。審判しても月一回2時間が相場ですと言われ取り下げました。



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

親子ネット

For left behind parents and their children

(5) 面会交流の取り決めがあっても守られない現状

面会交流の取り決め有無と、面会交流の実施状況をクロス集計にしてみると、最も遵守されるべき「調停合意など公的な書面での取り決め」があった場合ですら、「全く実施されていない」または「取り決めの以下の実施」という回答が併せて70%にも上ります（表2 赤枠）。取り決めがない場合はさらに酷く、85%で全く面会交流が行われません（青枠）。

表2 面会交流の取り決め有無 vs 実施状況

行	取り決め通りに実施されている	取り決め以下だが実施されている	取り決め以上に実施されている	全く実施されていない	取り決めは無いが実施されている（調停中の暫定的面会を含む）	回答数
ある（口約束）	36.17% (17)	27.66% (13)	4.26% (2)	31.91% (15)	0.00% (0)	47
ある（公的でない書面）	23.53% (4)	29.41% (5)	5.88% (1)	41.18% (7)	0.00% (0)	17
ある（調停・公正証書等、公的書面）	27.11% (61)	34.22% (77)	2.22% (5)	36.44% (82)	0.00% (0)	225
ない	0.00% (0)	0.00% (0)	0.00% (0)	85.06% (148)	14.94% (26)	174

コメントに寄せられた声

- 別居後1年半、審判でようやく面会交流条件が決定後したがさらに半年以上条件を無視して面会交流が行われなかった。履行勧告を行ってようやく実現したが、行われなかった分の埋め合わせは未だされていない。調査官調査では親子関係は良好とされたが、2年ぶりに再会した娘は私のことを最初父親だとわからなかった。その後2ヶ月に一回会っているが現在もぎこちなさの残る関係のままである。
- （元妻が）子供に対しパパに会ってはいけないと言い聞かせようと怒鳴っていると子供から悲痛の告白を受けました。涙を浮かべながらパパと一緒に住みたいと言ってはくれますが、親権も監護権も失い元妻の機嫌を損ねると娘と二度と会えなくなりそうで何もできません。
- 家裁に履行請求を3回しているが強制力は無し。ある家裁担当者には罰則規定含めた詳細な調停合意を再度取らないと望みは叶わないと言われた。再調停申立ては諸刃の剣のため行っていないが、ずっと悩んでいる。



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

親子ネット

For left behind parents and their children

(6) 家裁手続きを経て面会交流の取り決めができるまでの期間

面会交流調停または審判を経験した人に取り決めができるまでの期間を聞いた以下の問いでは、別居後に取り決めをして子供と面会交流で再会できるまでの期間にも大きな問題があることがわかりました。面会交流の取り決めができるまでには非常に長い時間がかかり、1年以上かかった回答者が68%に上ります（図6）。

Q. 面会交流の取り決めができるまでにどの程度の時間がかかりましたか？
当てはまるうちで最長のものを選んでください。

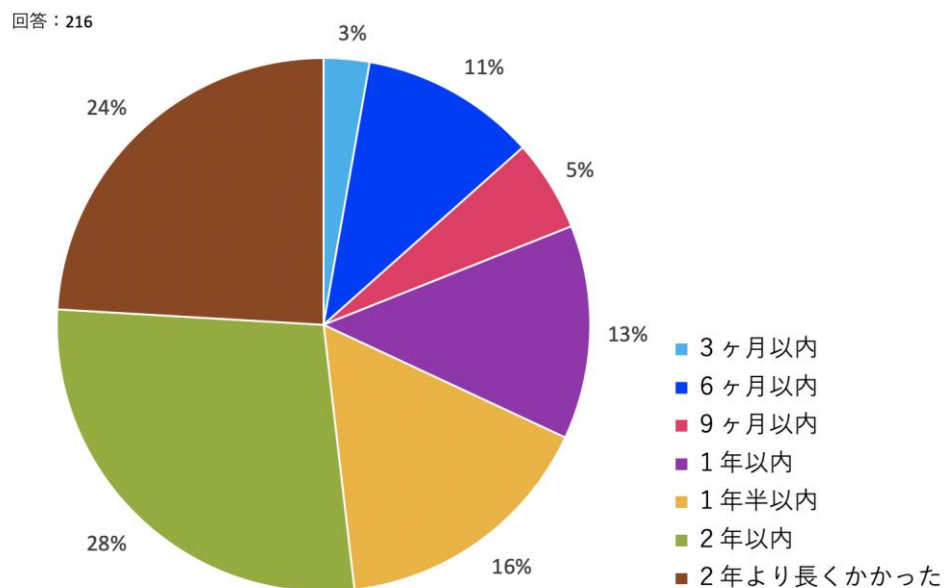


図6 面会交流の取り決めにかかった時間



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

親子ネット

For left behind parents and their children

(7) 面会交流が認容されない理由

面会交流調停・審判において、面会交流が認容されなかった人にその理由を聞いたところ、最大の理由は、「同居している親が消極的だから」と言うものが最大で、認容されなかった回答者のうち74%がそう答えました（図7）。

また、面会交流調停を経験した回答者に、調停委員や裁判官がした発言について聞いたところ、「同居親が会わせたくないと言っているのでどうにもできません」と言われた回答者が半数以上に上りました（図8）。

このように、現状の家裁実務では同居親に極めて強い拒否権が存在している状態であり、子供の最善の利益かどうかよりも、同居親の意志で面会交流の有無が大きく左右されてしまっています。

Q. 面会交流調停・審判で、面会交流が認容されなかった方に伺います。その理由は何でしたか？（複数回答可）

回答：124 スキップ：0

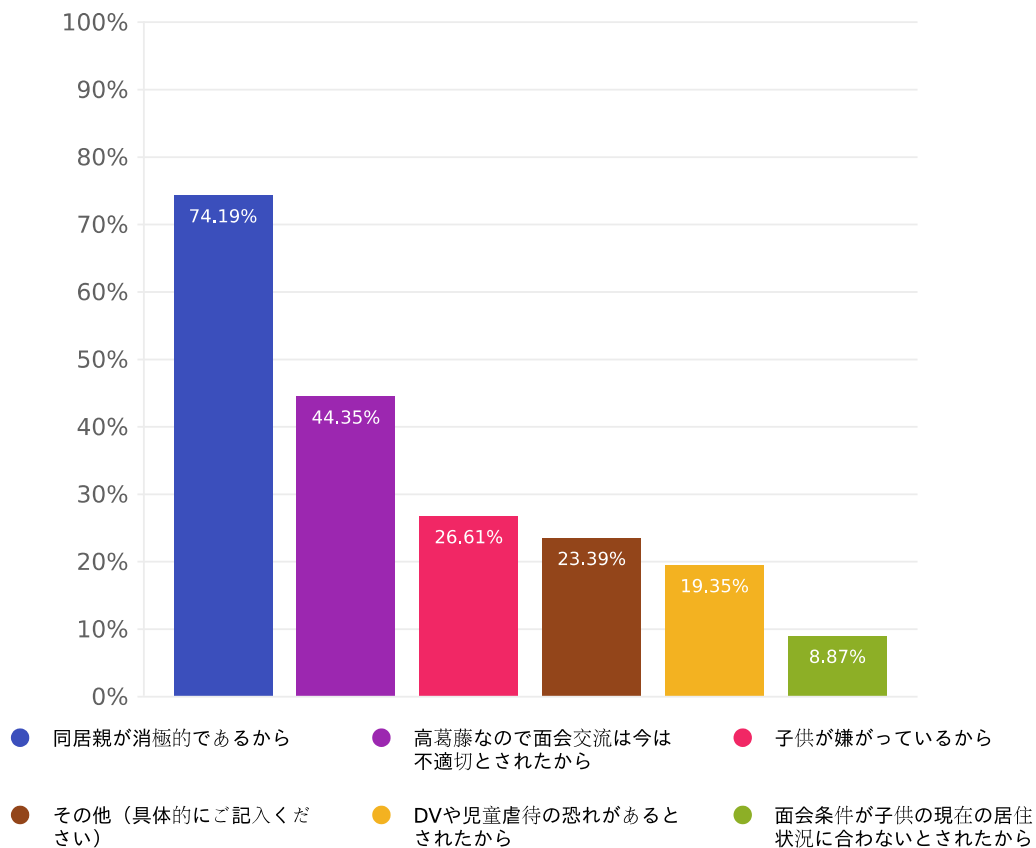


図7 面会交流が認容されない理由



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク
親子ネット
For left behind parents and their children

Q. 面会交流調停・審判の中で、調停委員や裁判官等から以下の様なことを言われたことがありますか？（複数回答可）

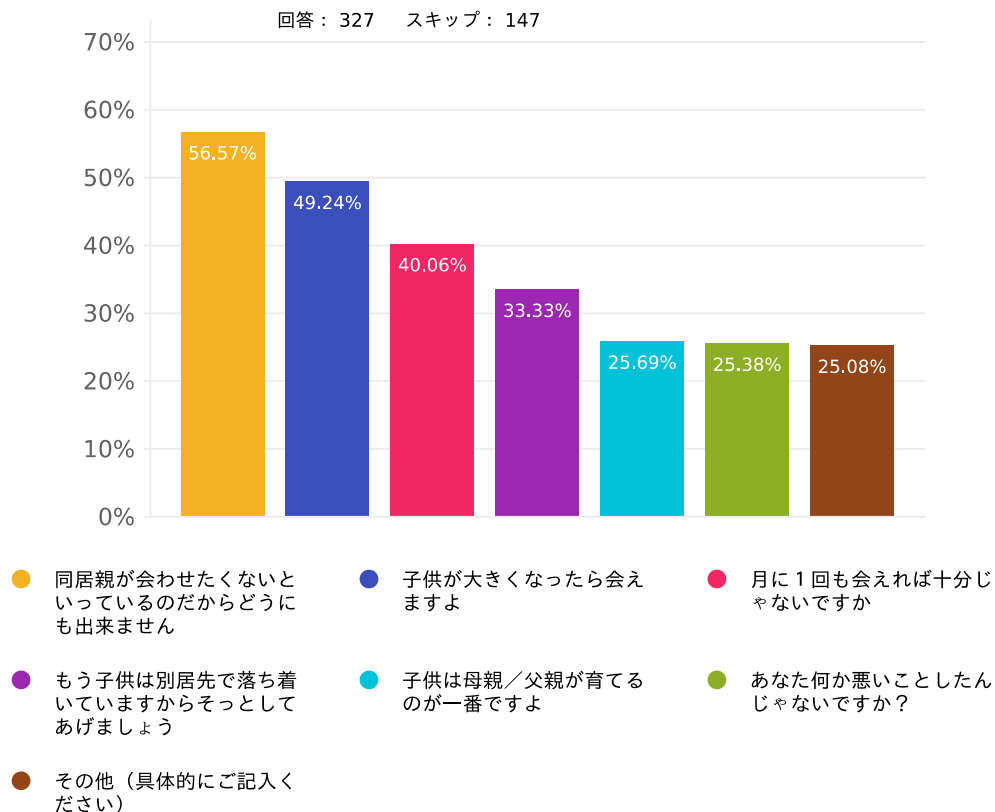


図8 調停委員や裁判官等から言われた言葉

その他に挙げられた発言

- 調停序盤に裁判官より、そもそも旦那さんが親権取るとは難しいですよ、と言われた。
- 子供が嫌がっているとして会わせて貰えない。同居親の吹き込みがあることは裁判所調査官も認めているのに。
- 子供は再三、私の祖父母と会いたいと言っており、調査官報告書にも子供がそう言ったと書いてあるが、同居親から拒否されている。
- 調査官調査の結果、子供がもっとお母さんの家へ行きたかった、と言った記録がありました。また、子供の直筆名前入りの、「お母さんと暮らしたい」「お母さんは暴力は振るっていません。お父さんはすぐに怒鳴るので怖い」と書いてくれたメモを調停員にみせましたが、それも無視されました。



- 調査官からは同居親がダメと言ったら裁判所は何もできないですからと言われた。
- 調査官に「私が調査して相手側の監護に問題なければお子さんと会うのを諦めてもらえますか?」と結果ありきの提案をされた。
- 調停では月一回がスタンダードだと言われた。
- 連れ去り直後の試行面会で娘が泣き、私も再会できた嬉しさから泣いてしまったことを子供が不安になるので泣かないでと言われた。
- たまたま公園で偶然子供と遭遇した件について、裁判官に「子供を見てはいけない」と言われた。理由を何度尋ねても答えてもらえず、最後はキレ気味に「絶対にダメです!」と言われた。我が子を見てはいけないなんて法律はないはずなのに耳を疑った。
- 相手の悪質なネグレクトを追求したところ、その事実は裁判官に認められたが、私からの婚姻費用が支払われていれば問題ない等と、意味不明な理由づけをされた。
- なんのために会いたいですか? あなたが求めるような長い時間子どもと会ってなにをするんですか?と言われ、子供と会いたいという人として当たり前の感情も全否定された。
- (同情されつつ)同居中にあなたが先に子供を連れて出るべきでしたと言われた。
- 子供たちはお母さん(同居親)と、楽しく暮らしていますよ。
- 引っ越すから無理だと同居親が言っているので何もできません。
- あなたに会わしてあげたいけど、相手方が了承しない限り無理です。
- 月2回の宿泊交流を希望したら、そんなに会ったらお父さんが疲れますよと言われた。同居中は毎日育児をしていたのに。
- 調停委員から、相手方が嘘をついていることが判明し調停が破綻した後に、謝られたが、それらは、一切、書類にもなっていない。
- 「ママ」と子供達が呼んでるにも関わらず、旦那が強引に連れ去りした事により私に会うのが非日常になったのに、調停委員は私に「今のお子さんにとってあなたに会うのは非日常で、精神的負担が大きいんですよ」と言いました。そもそも私に会うのが日常だったのに、それを崩したのは旦那です。



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

親子ネット

For left behind parents and their children

(8) 親権・監護権の決定期理

親権・監護権を争った回答者に聞いてみたところ、裁判所による親権の決定や監護者指定の審判は、「別居後の監護状況を追認する内容であった」と答えた回答者が84%にも上りました（図9、図10）。このことから親権・監護権は「家庭裁判所に来た時点で子供と同居している方」に決めてしまう現状追認の判断方法になっていることが強く示唆されました。これは俗に「継続性の原則」と言われるもので、それ故に国際的にも非難される「子供の連れ去り問題」が国内で多発することにもつながっています。こうした問題は、2009年に日本弁護士連合会の60周年記念誌などでも指摘されていたことであり、それが現在まで続いていることがわかります。

大切な子供の親権を得られるのは日本では片方の親のみです。そして、家庭裁判所は子供と同居している方の親を追認して親権を与えます。そうなれば、子供を愛する両親であるほど、子供を連れ去るインセンティブが大きくなってしまいます。

（参考）アンケート回答者から報告された判決文

原告による監護養育状況が今日まで2年半を超える期間継続している事実状態を尊重する趣旨に加え、長男自身、原告が親権者になることを希望していることを勸案すれば、長男の親権者を原告と指定するのが相当である（平成27年 東京家裁）。

Q. 裁判所による親権者・監護者の決定は、どのようなものでしたか？

回答：207 スキップ：267

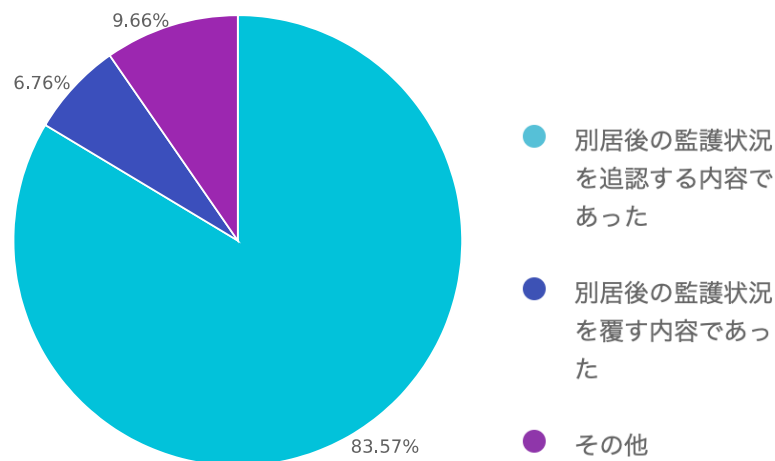


図9 現状追認に偏る家裁実務



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

親子ネット

For left behind parents and their children

Q. 親権者・監護者を決定するにあたり、裁判所は何を理由としていましたか？判決や審判書面の「理由」に基づいてお書きください。（複数回答可）

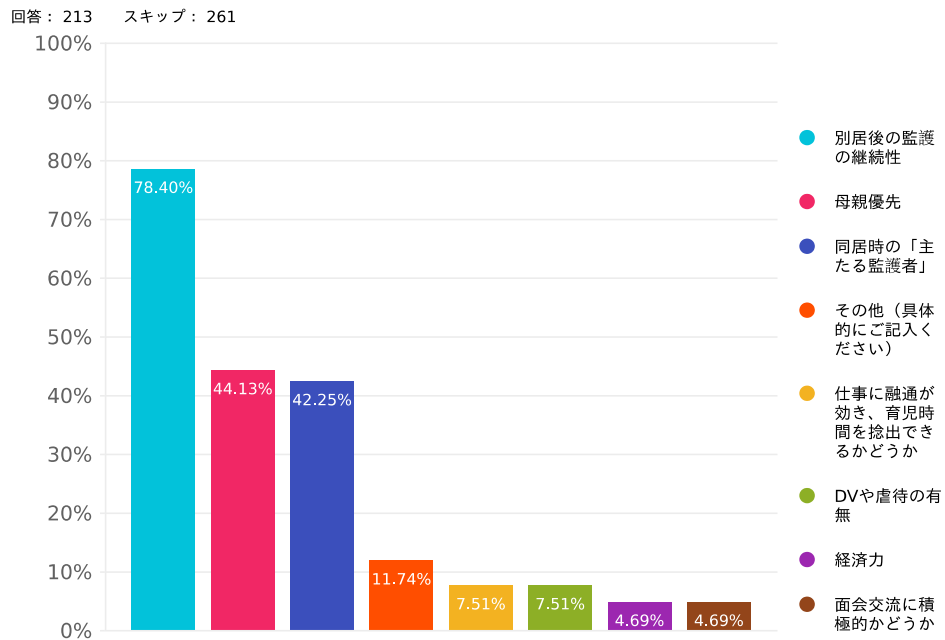


図10 親権者・監護者を決定する時に家裁が重視するもの



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

親子ネット

For left behind parents and their children

(9) アンケート回答者が望む法制度

法改正に関して期待することに重み付けをする質問を行ったところ、最も重視されていた回答は「配偶者と子供の養育を分担したい（共同養育）」、2番目が「合意のない子供の連れ去りの禁止」、3番目が「子供に会いたい（養育には関われなくても良い）」でした（表3）。これらは4位の「子供の重要事項決定に関わりたい」や5位の「社会的に親として扱われたい」よりもずっと高い得点でした。このことからわかるのは、今回の法改正で求められていることは、社会的に親扱いされたり重要事項決定時にだけ関与するような表面的な共同親権ではなく、子供にとって身近な存在としてしっかり養育に関わっていくための「身のある」共同親権制度です。

逆に、「配偶者との生活を修復したい」と「養育費を払いたくない」は最下位であり、殆ど重視されていませんでした。このことから、「共同親権は元配偶者（同居親）を離婚後も支配するためのツールだ」や「共同親権は養育費の支払いから逃げるためのツールだ」などという流言が誤りであることがわかります。多くの別居親は、元配偶者に興味があるわけではなく、子供を見守り養育に関わりたいという思いが一番です。また、正当な養育費を払うことに反対するような人間も、(3) で見た高い支払い率からもわかる通りいません。

Q. 現在、法制審議会（法制審）家族法制部会において、離婚後の家族のあり方について議論が進んでいます。下記の中から、あなたが重視しているものから順に番号をつけてください

表3 法改正に求められるもの

順位	法改正に求めるもの	回答数	得点
1	配偶者と子供の養育を分担したい（共同養育）	468	5.44
2	合意のない子供の連れ去りの禁止	469	5.31
3	子供に会いたい（養育には関われなくても良い）	470	5.27
4	子供の重要事項決定に関わりたい	468	4.13
5	社会的に親として扱われたい（学校、役所等）	466	3.6
6	配偶者との生活を修復したい	459	1.80
7	養育費を払いたくない	458	1.52
-	その他	72	-



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

親子ネット

For left behind parents and their children

コメントに寄せられた声

- 娘が私に会いたい、ママと暮らしたいと主張しているのに調査報告書では相手方の現状維持という結果でした。この親権制度を1日でも早く見直さないと子どもも不幸になります。まず何よりも第一に、子どもの権利を守りたいです。
- 親が子供と共に成長する権利、子が親と共に成長する権利、それは大人子供双方にとって人権だと思います。子供にとって、母親、父親双方大事な存在であるので、夫婦の関係が終わったとしても子供が両親と会えなくなったり、不利益を被ることがあってはいけません。
- 多くの家庭では母親の方が多く養育にかかわっていると思うが、離婚後は父親ももっと養育に関われるよう(母親側の負担を減らす)にすべき。
- 親の都合で離婚になるのだから、1番に子供達が、寂しい思いをしないように考えるべき。それには共同親権に絶対にすべきだと思う。
- 家庭裁判所の審判では、別居の理由として妻のいう「教育方針の違い」が問題ないとされました。妻が別居したいというその気持ちを尊重するべきだとは考えていますが、大人の問題に子供を巻き込むのはどう考えても間違いだと思います。
- 共同親権が原則ならば、子どもに精神的苦痛を与える(両親の親権争い)をしなくて済みます。
- 養育費払いたくない、という気持ちは無い。ただし、子どものために使いたい。
- 早急に先進国並み(北欧まで行かなくともアメリカ、イギリス等と同等)の親権制度を整えてください。モデルはいくらでもあるので、やる気があればできることです。
- 連れ去りは子どもにとっても親にとってもトラウマとなる出来事であり精神的な負担を強いられる。特に状況を理解できない4歳の子どもにとって突然一方の親と引き離されることは精神的虐待に他ならない。子どもを連れ去った親に対しては厳重なペナルティを与えるべきだと考える。
- 子どもが願っているのに、行事参加が認められないのは、子どもが可哀想です。子どもの心を全く考慮せず、同居親の言い分だけが通るようになっていく
- 子供から見て父母に優劣はないはず。



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

親子ネット

For left behind parents and their children

(10) 養子制度について

法制審では、養子縁組制度についても議論が行われています。これについてもアンケートを行ったところ、離婚後も実の親が第一義的に養育義務を負うべきとの回答が86%に上りました（図11）。

Q. 法制審において、養子制度についても議論されています。あなたは子供の養育責任（養育費負担・心身のケア）は誰が第一に責任を負うべきだと思いますか？

回答：470 スキップ：4

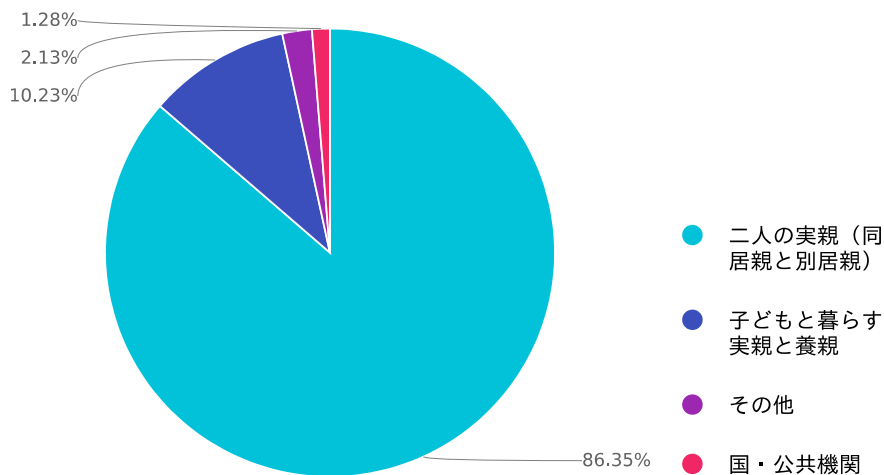


図11 養子制度に関する意見



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

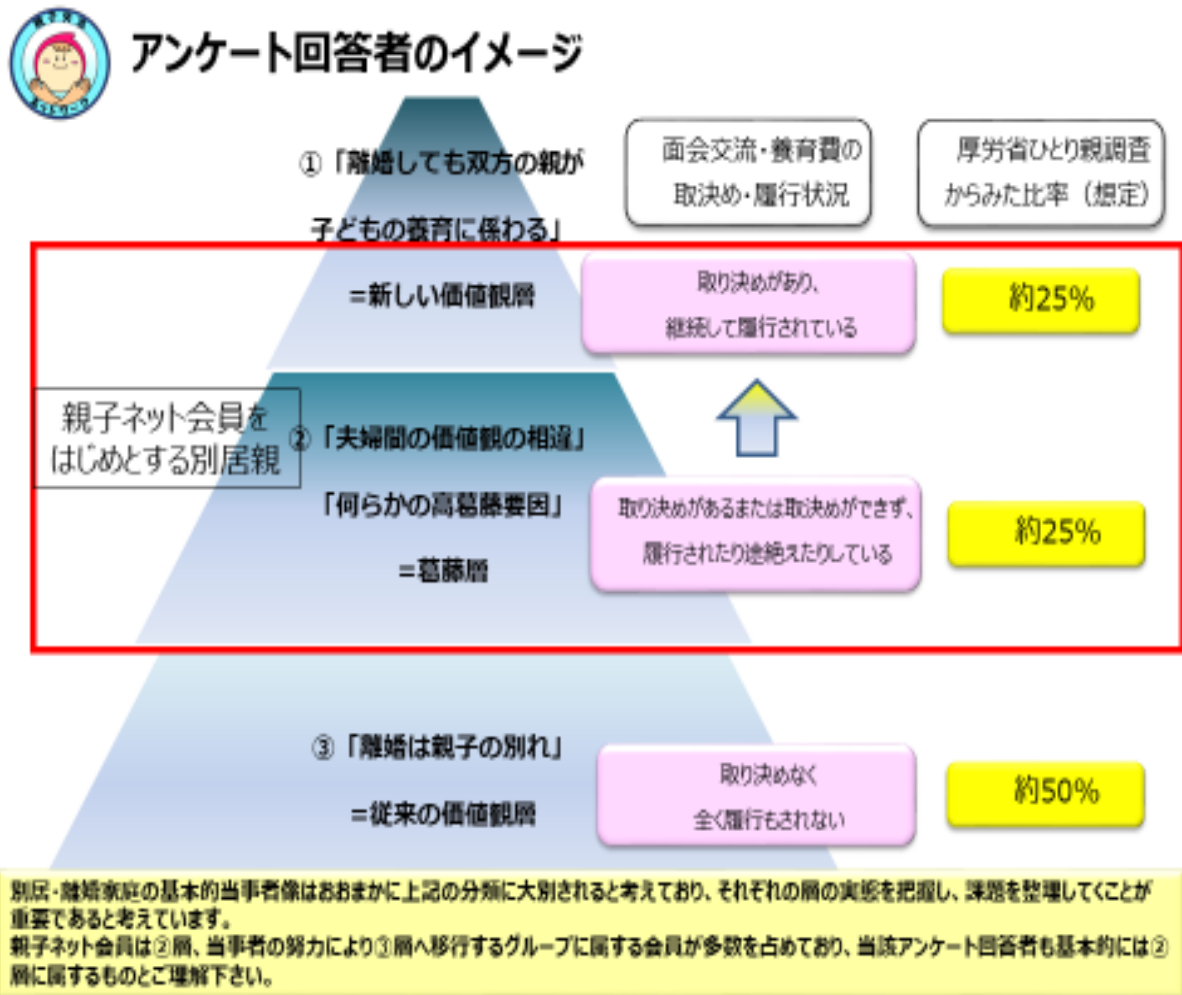
親子ネット

For left behind parents and their children

(参考) アンケート回答者のイメージ

以下が今回のアンケート回答者のイメージです。

「離婚は親子の別れ」ではなく、「離婚後も子どもの養育に係わること」を望む当事者が一定数以上、存在することをご認識いただければと存じます。



以上



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

親子ネット

For left behind parents and their children